

建設委員会情報連絡

令和2年12月14日

情報連絡件名	頁
(1) 流通業務団地の施設・機能の更新に関する勉強会の進捗状況について . . .	2
(2) 令和3年度区民交通傷害保険の募集について	6
(3) 北綾瀬北自転車駐車場の工期延伸について	8
(4) シェアサイクル事業の実証実験のデータについて	11
(5) 密集市街地における防災まちづくりの取組み状況について	15
(6) 「梅まつり」の中止及び「梅園ライトアップ」の実施について	16

【参考】

《交通網・都市基盤整備調査特別委員会報告事項》

※ 資料は、交通網・都市基盤整備調査特別委員会（都市建設部）の報告資料にあり

- (1) 【追加】はるかぜ路線に関する車両購入補助の申請見込みについて
- (2) 【追加】コミュニティバス「はるかぜ」の運行便数の変更について
- (3) 竹ノ塚駅付近鉄道高架化の取組み状況について

(都市建設部)

建設委員会情報連絡

令和2年12月14日

件名	流通業務団地の施設・機能の更新に関する勉強会の進捗状況について														
所管部課名	都市建設部都市計画課														
内容	<p>令和2年3月12日建設委員会報告後の、入谷の流通業務団地（北部流通業務団地）の施設・機能の更新に関する流通業務団地の地権者との勉強会の進捗状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 流通業務団地とは（別紙参照 P4～5）</p> <p>（1）昭和41年7月に流通業務市街地の整備に関する法律が制定され、首都圏を支える物流拠点として、都内区部4か所に整備された。</p> <p>（2）昭和44年3月に入谷地区に流通業務団地の都市計画が決定された。</p> <p>2 流通業務団地の現状と課題</p> <p>（1）街区ごとに建設可能な業種が定められており、一つの施設で多くの機能（流通加工、配送のための梱包など）を持つ近年の物流施設のニーズに応えられていない。</p> <p>（2）建ぺい率の制限により、施設フロアの大型化に対応できない。</p> <p>3 勉強会の状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">回数</th> <th style="width: 20%;">項目</th> <th style="width: 70%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: top;">第1回</td> <td style="text-align: center;">日時</td> <td>令和2年2月3日（月） 午前10時～午前11時30分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">場所</td> <td>流通業務団地内 管理事務所 会議室</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">出席者</td> <td>11地権者中9地権者、東京都都市整備局調整課、足立区都市計画課</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">議題等</td> <td>① 北部流通業務団地における都市計画変更について ② 足立区都市計画マスタープラン等について ③ 北部流通業務団地に係る現行の規制について</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">意見等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 物流ニーズの変化に対応するため、建ぺい率や業種制限の緩和を望む。 ・ 従業員等が利用できるスーパーや飲食店、保育所等の整備を望む。 </td> </tr> </tbody> </table>	回数	項目	内容	第1回	日時	令和2年2月3日（月） 午前10時～午前11時30分	場所	流通業務団地内 管理事務所 会議室	出席者	11地権者中9地権者、東京都都市整備局調整課、足立区都市計画課	議題等	① 北部流通業務団地における都市計画変更について ② 足立区都市計画マスタープラン等について ③ 北部流通業務団地に係る現行の規制について	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物流ニーズの変化に対応するため、建ぺい率や業種制限の緩和を望む。 ・ 従業員等が利用できるスーパーや飲食店、保育所等の整備を望む。
回数	項目	内容													
第1回	日時	令和2年2月3日（月） 午前10時～午前11時30分													
	場所	流通業務団地内 管理事務所 会議室													
	出席者	11地権者中9地権者、東京都都市整備局調整課、足立区都市計画課													
	議題等	① 北部流通業務団地における都市計画変更について ② 足立区都市計画マスタープラン等について ③ 北部流通業務団地に係る現行の規制について													
	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物流ニーズの変化に対応するため、建ぺい率や業種制限の緩和を望む。 ・ 従業員等が利用できるスーパーや飲食店、保育所等の整備を望む。 													

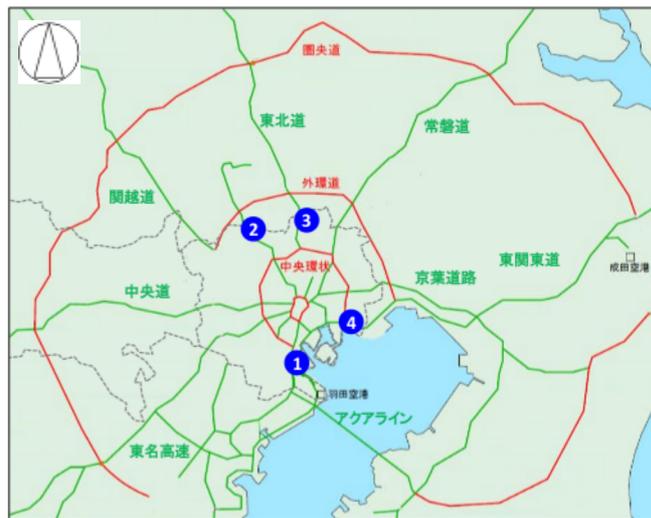
回数	項目	内容
第2回	日時	令和2年8月3日(月) 午後3時～午後4時30分
	場所	流通業務団地内 管理事務所 会議室
	出席者	7地権者、東京都都市整備局調整課、 足立区都市計画課
	議題等	① 勉強会における要望(案)について ② 南部流通業務団地の都市計画変更について ③ 足立区における現状の規制等について
	意見等	<ul style="list-style-type: none"> 流通業務団地における防災、緑化、景観等について統一の認識・方向性を持って対応する。 建ぺい率の変更は各社の健全な発展のために非常に有効であるため賛成する。 業種の制限が緩和されると、倉庫業としては競合により荷主が奪われることが懸念される。
第3回	日時	令和2年10月29日(木) 午前10時～午前11時
	場所	流通業務団地内 管理事務所 会議室
	出席者	7地権者、東京都都市整備局調整課、 足立区都市計画課
	議題等	① 北部流通業務団地内公道違法駐車パトロール報告 ② 地権者アンケート結果報告 ③ 建ぺい率の緩和について
	意見等	<ul style="list-style-type: none"> 流通業務団地周辺の違法駐車は、流通業務団地に関係のない車両が大半であった。歩道の植栽部にゴミのポイ捨てが目立つため、植樹帯を撤去してアスファルト舗装を区に要望する。 流通業務団地全体として、防災・みどり・景観等について、50年先くらいを見据えて検討していきたい。 都市計画の変更については、周辺住民への説明と理解が必要となる。周辺の住環境の向上もあわせて検討しなければならない。
	4 今後の予定	地域のまちづくりや環境整備、建ぺい率や用途の制限について、定期的に勉強会を重ねていく。
問題点 今後の方針		適宜、都や関係所管とも情報を共有しながら、流通業務団地の施設や機能の更新を誘導する。

区部流通業務団地の施設・機能の更新に向けた取組について

1. 区部流通業務団地とは

区部流通業務団地は、「流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）」に基づく「流通業務施設整備に関する基本方針（昭和41年建設省）」により、集約的に流通業務施設を整備し、首都圏を支える物流拠点として、都内区部4か所に整備されました。（右図参照）

- ①所在：大田区
名称：南部流通業務団地
- ②所在：板橋区
名称：西北部流通業務団地
- ③所在：足立区
名称：北部流通業務団地
- ④所在：江戸川区
名称：東部流通業務団地



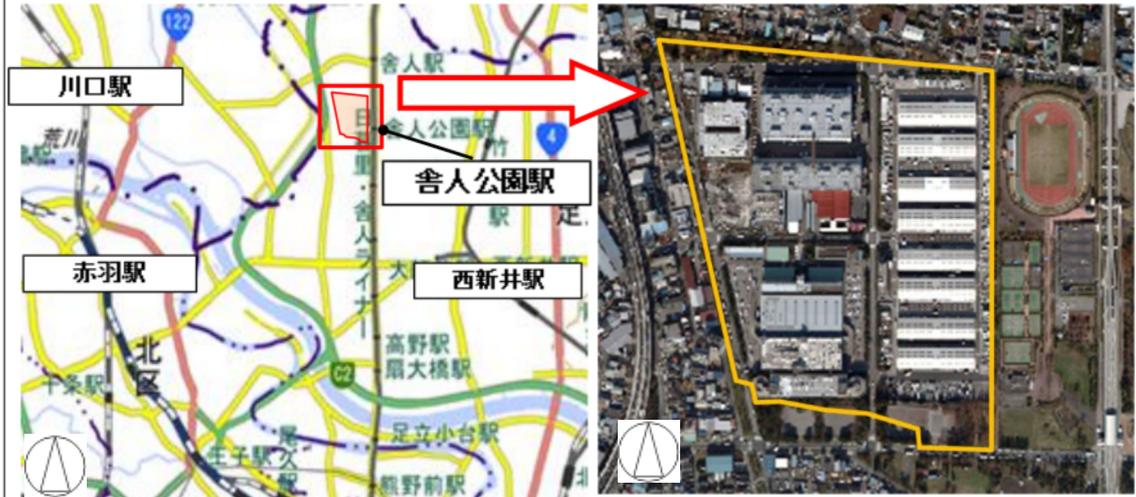
各流通業務団地は、いずれも「流通業務団地」等の都市計画が定められており、この都市計画に沿って、団地の基盤は行政等が整備し、各街区毎にトラックターミナルや倉庫、卸売業などの業種を定め、施設は民間事業者等が整備・運営しています。

2. 区部流通業務団地の役割

各種流通業務施設を既成市街地周辺部の交通・地理条件の良好な位置に計画的に誘導することにより、都心部への施設集中による自動車交通の渋滞や排気ガス、騒音等を減少させ、都民の日常生活物資等の安定供給の確保や道路交通の円滑化を図り、都市機能の維持・増進に寄与しています。

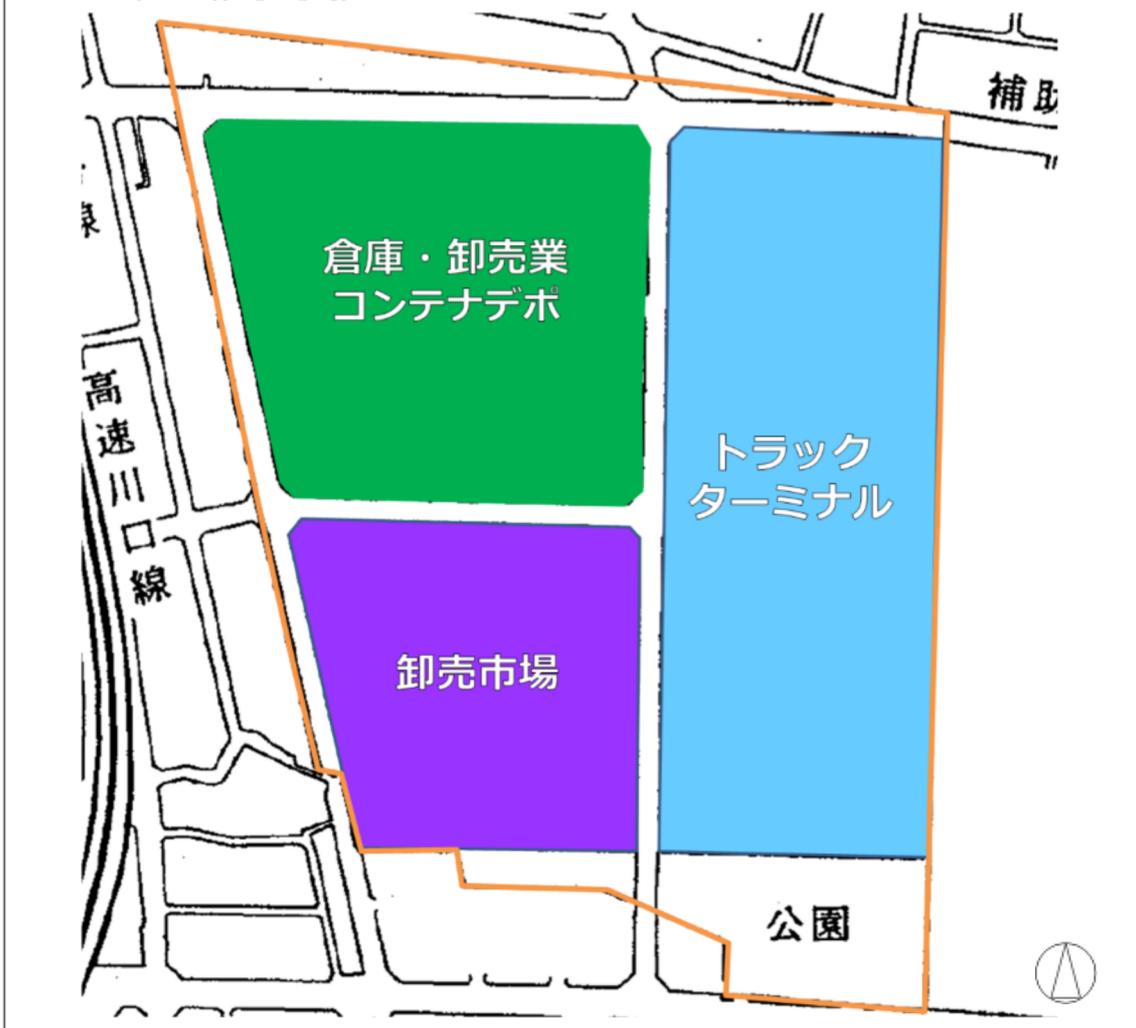
③ 北部流通業務団地の概要

場 所	足立区入谷
都市計画の決定年月日	当初：昭和 44 年 3 月 13 日 変更：昭和 46 年 12 月 10 日
面 積	約 33.3ha
基盤整備	住宅都市整備公団
業 種	トラックターミナル、倉庫・卸売業・コンテナデポ、卸売市場



出典：国土地理院ウェブサイト
<https://mapps.gsi.go.jp/>

出典：国土地理院ウェブサイト
<https://mapps.gsi.go.jp/>



建設委員会情報連絡

令和2年12月14日

件名	令和3年度区民交通傷害保険の募集について																						
所管部課名	都市建設部交通対策課 駐輪場対策担当課																						
内 容	<p>区民交通傷害保険の保険料が令和3年度より改定されるので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 申込期間 令和3年2月1日（月）～3月19日（金）</p> <p>2 一時払保険料（年間）と最高保険金額</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">コース</th> <th rowspan="2">一時払保険料 (前年比)</th> <th colspan="2">最高保険金額</th> </tr> <tr> <th>交通傷害※1</th> <th>自転車賠償※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>X J</td> <td>1,400 円 (新設)</td> <td>35 万円</td> <td>1 億円</td> </tr> <tr> <td>A J</td> <td>1,900 円 (+500 円)</td> <td>150 万円</td> <td>1 億円</td> </tr> <tr> <td>B J</td> <td>2,500 円 (+400 円)</td> <td>350 万円</td> <td>1 億円</td> </tr> <tr> <td>C J</td> <td>3,500 円 (+200 円)</td> <td>600 万円</td> <td>1 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 交通傷害 加入者が自動車・自転車などの車両による交通事故でケガをしたとき、入院・通院の治療日数等に応じた保険金を受け取れる制度である。各コースにより最高保険金額が異なる。</p> <p>※2 自転車賠償 自転車運転中の事故で相手にケガなどをさせてしまった場合に、その損害賠償金や費用を補償する制度である。</p> <p>3 保険料改定理由 前年度の保険金支払額が増大したため、令和3年度の保険料が値上がりした。</p>	コース	一時払保険料 (前年比)	最高保険金額		交通傷害※1	自転車賠償※2	X J	1,400 円 (新設)	35 万円	1 億円	A J	1,900 円 (+500 円)	150 万円	1 億円	B J	2,500 円 (+400 円)	350 万円	1 億円	C J	3,500 円 (+200 円)	600 万円	1 億円
コース	一時払保険料 (前年比)			最高保険金額																			
		交通傷害※1	自転車賠償※2																				
X J	1,400 円 (新設)	35 万円	1 億円																				
A J	1,900 円 (+500 円)	150 万円	1 億円																				
B J	2,500 円 (+400 円)	350 万円	1 億円																				
C J	3,500 円 (+200 円)	600 万円	1 億円																				

4 今後の周知予定

チラシ等配布先	配布時期
あだち広報	1月25日号
町会・自治会へのチラシ配布	1月下旬
住区センター・区民事務所へのチラシ配布	1月下旬
前年度加入者へのチラシ郵送	1月下旬
各交通安全教室でのチラシ配布	1月下旬

問題点
今後の方針

保険加入率を上げるため、交通安全教室等を通じて、区民等に周知していく。

建設委員会情報連絡

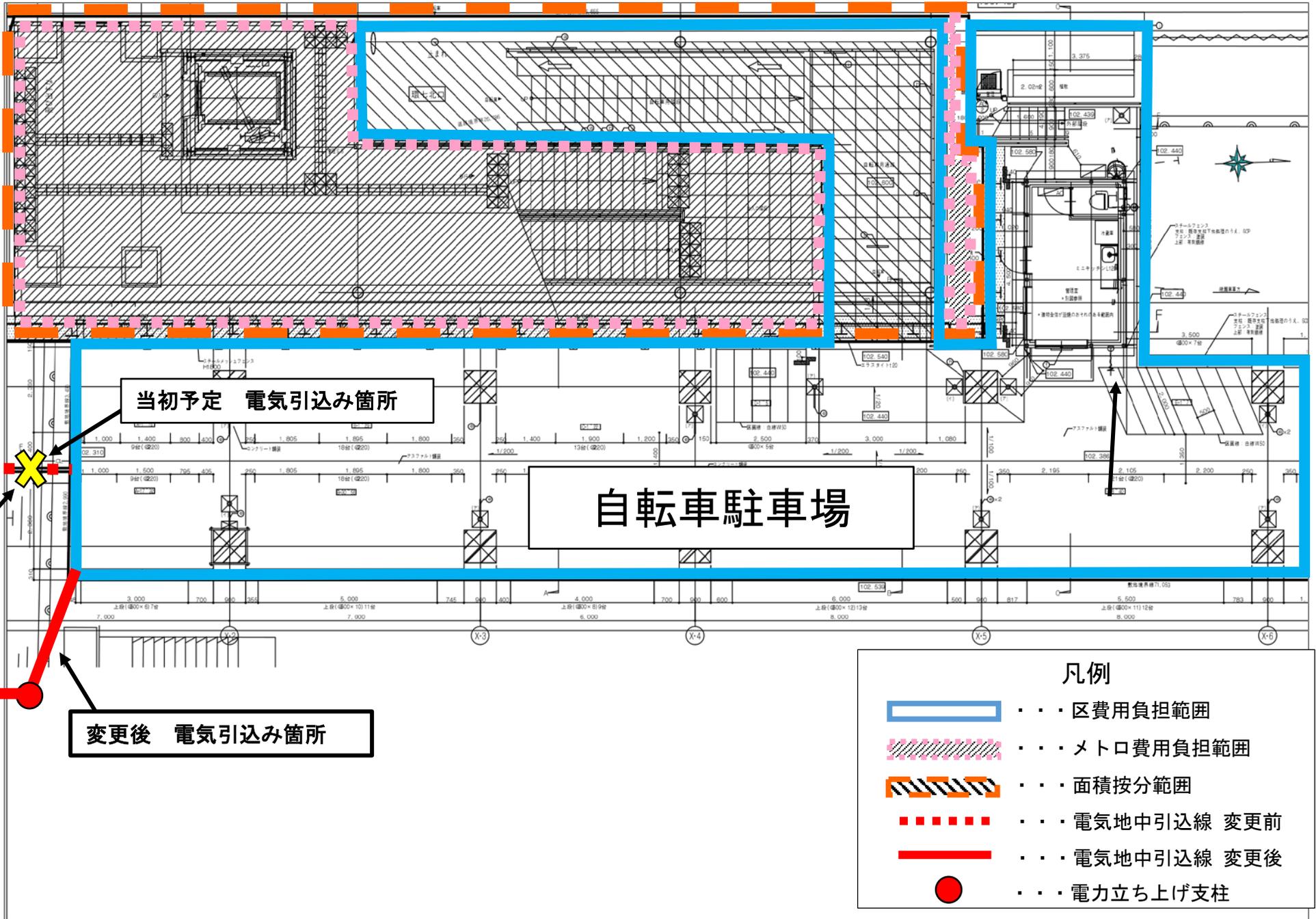
令和2年12月14日

件名	北綾瀬北自転車駐車場の工期延伸について												
所管部課名	都市建設部交通対策課 駐輪場対策担当課 企画調整課												
内容	<p>北綾瀬北自転車駐車場の工期を延伸する必要が生じたので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 経緯</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">時 期</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年3月</td> <td>北綾瀬北自転車駐車場整備工事 契約</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5月</td> <td>環状七号線からの電力引込みが鉄道基礎に支障となることが判明</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5月～8月</td> <td>電力引込み位置の変更について東京メトロと協議</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8月</td> <td>電力接続工事を東京電力へ依頼</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11月12日</td> <td>東京電力より工事時期について連絡あり 工事期間が2月上旬までかかるとの事</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 延伸理由 東京メトロ内部で電力引込み位置の検討・調整に時間がかかったため（別紙1参照 P9）。</p> <p>3 工期延伸 変更前 令和3年1月29日まで 変更後 令和3年2月26日まで（約1か月延伸）</p> <p>4 工期延伸に伴う影響 （1）「千代田線北綾瀬駅改良工事に関する施工協定書」の工期変更協定が必要となる。 （2）利用者が北綾瀬北暫定自転車駐車場からの移行する期間を変更する必要がある（別紙2参照 P10）。 変更前 令和3年2月20日～28日 変更後 令和3年3月20日～31日</p>	時 期	内 容	令和2年3月	北綾瀬北自転車駐車場整備工事 契約	5月	環状七号線からの電力引込みが鉄道基礎に支障となることが判明	5月～8月	電力引込み位置の変更について東京メトロと協議	8月	電力接続工事を東京電力へ依頼	11月12日	東京電力より工事時期について連絡あり 工事期間が2月上旬までかかるとの事
時 期	内 容												
令和2年3月	北綾瀬北自転車駐車場整備工事 契約												
5月	環状七号線からの電力引込みが鉄道基礎に支障となることが判明												
5月～8月	電力引込み位置の変更について東京メトロと協議												
8月	電力接続工事を東京電力へ依頼												
11月12日	東京電力より工事時期について連絡あり 工事期間が2月上旬までかかるとの事												
問題点 今後の方針	<p>1 駐車場利用者が混乱しないように丁寧に説明していく。</p> <p>2 東京メトロの北綾瀬駅舎改良工事に支障がないように工事を実施していく。</p>												

電力引込み位置図

別紙 1

環状七号線



谷中自転車駐車場 変更位置図



建設委員会情報連絡

令和2年12月14日

件名	シェアサイクル事業の実証実験のデータについて																							
所管部課名	都市建設部交通対策課 駐輪場対策担当課																							
内容	<p>実証実験の状況（10月31日現在）について以下のとおり報告する。</p> <p>1 基本情報</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">3月末</th> <th style="text-align: center;">6月末</th> <th style="text-align: center;">9月末</th> <th style="text-align: center;">10月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ステーション数（箇所）</td> <td style="text-align: center;">59</td> <td style="text-align: center;">64</td> <td style="text-align: center;">82</td> <td style="text-align: center;">90</td> </tr> <tr> <td>サイクルラック数（個）</td> <td style="text-align: center;">442</td> <td style="text-align: center;">465</td> <td style="text-align: center;">584</td> <td style="text-align: center;">667</td> </tr> <tr> <td>1ヵ月の利用回数 (1日平均利用回数)</td> <td style="text-align: center;">4,137 (133)</td> <td style="text-align: center;">5,585 (186)</td> <td style="text-align: center;">8,311 (277)</td> <td style="text-align: center;">9,312 (310)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 利用傾向 利用回数推移（別紙1参照 P13）</p> <p>3 実証実験の概要</p> <p>(1) 目的 民間事業者と連携してシェアサイクル事業を実施することで、東西交通手段の補完や交通不便感の高い地域の利便性が高められるかを検証する。</p> <p>(2) 実証実験の方法 区営自転車駐車場や区立公園等の敷地の一部をサイクルステーションとして共同事業者 {OpenStreet(株)} に無償提供し、民間事業者のサイクルステーションとネットワークを形成し、シェアサイクル事業を展開する。</p> <p>(3) 実証実験の期間 令和2年2月1日～令和4年3月31日</p>				項目	3月末	6月末	9月末	10月末	ステーション数（箇所）	59	64	82	90	サイクルラック数（個）	442	465	584	667	1ヵ月の利用回数 (1日平均利用回数)	4,137 (133)	5,585 (186)	8,311 (277)	9,312 (310)
項目	3月末	6月末	9月末	10月末																				
ステーション数（箇所）	59	64	82	90																				
サイクルラック数（個）	442	465	584	667																				
1ヵ月の利用回数 (1日平均利用回数)	4,137 (133)	5,585 (186)	8,311 (277)	9,312 (310)																				

4 実証実験の検証状況

(1) 東西補完機能の状況 (10月分、別紙2参照 P14)

	日暮里舎人ライナー	東武スカイツリーライン	出入回数
①	ファミリーマート足立舎人 1丁目店 (舎人駅)	セブンイレブン足立竹の塚 駅西店 (竹ノ塚駅)	4回
②	舎人公園下自転車駐車場 (舎人公園駅)	セブンイレブン竹の塚店 (竹ノ塚駅)	7回
③	ローソン谷在家2丁目店 (谷在家駅)	ローソン竹ノ塚駅東店 (竹ノ塚駅)	5回
④	ローソン谷在家店 (谷在家駅)	セブンイレブン梅島駅前店 (梅島駅)	4回
⑤	セブンイレブン扇店 (扇大橋駅)	大師前自転車駐車場 (大師前駅)	7回

(2) 交通不便感の高い地域※のステーション設置状況 33か所

※ 以下「足立区総合交通計画」から引用

区内北東部 (国道4号より東側かつ環七より北側の地域)

区内西部 (日暮里舎人ライナー沿線より西側の地域)

区内南部 (千住柳町・千住寿町・千住曙町・千住関屋町など)

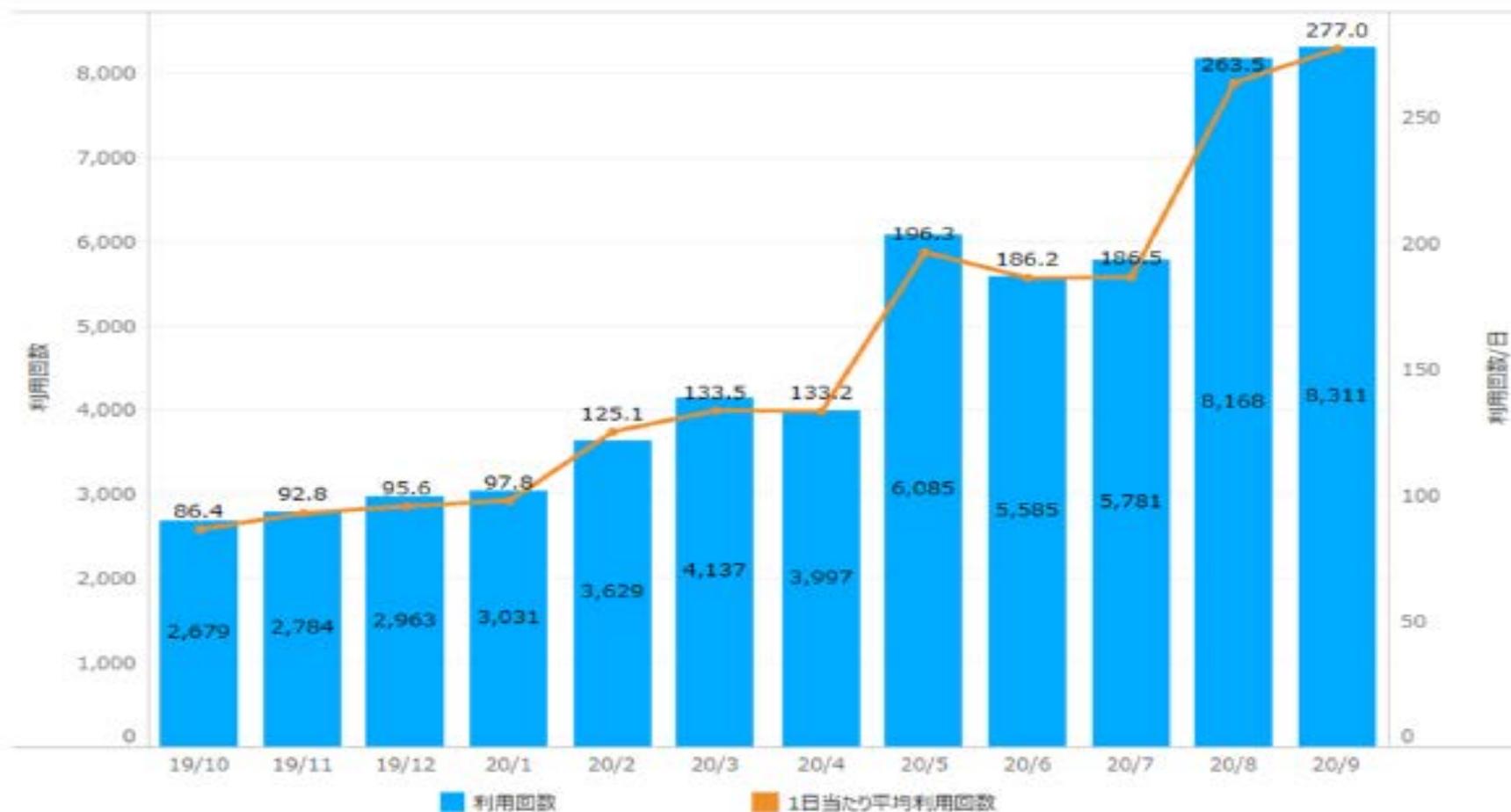
4 評価

- ・ 実証実験期限 (令和4年3月末) までのサイクルステーション設置目標は212箇所であり、10月31日時点の進捗率は42.4% (実験期間34.6%経過) と、おおむね予定どおりの進捗である。
- ・ 貸出返却マップ (別紙2参照 P14) からは鉄道間を結ぶ東西の動きがみられるものの、南北の動きが大半である。
- ・ 北千住地域から荒川区、綾瀬地域から葛飾区等区内外への移動がみられ、区民の利便性は上がっている。

今後の方針

今後駅周辺とともに交通不便感の高い地域へのサイクルステーションの増設を進めていく。

利用回数推移



貸出返却経路マップ

図の読み取り方

利用が少ない 利用が多い

Outが多い Inが多い

1本の線が1回の利用



建設委員会情報連絡

令和2年12月14日

件名	密集市街地における防災まちづくりの取組み状況について
所管部課名	市街地整備室密集地域整備課
内容	<p>密集市街地における防災まちづくりの取組み状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 千住仲町地区まちづくり協議会（第64回）の開催について</p> <p>（1）開催日時 令和2年11月30日（月）午後2時～3時30分</p> <p>（2）場 所 千住庁舎 202、203会議室</p> <p>（3）参加者 地元町会等 11名</p> <p>（4）内 容</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 協議会の運営方法について</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 令和2年度の活動内容について</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 令和3年度実施の防災訓練について</p> <p>（5）主なご意見</p> <p style="padding-left: 20px;">新型コロナウイルスの影響はあるが、令和4年度の事業終了を見据えて引き続き協議会を進めていきたい。</p> <p>2 柳原防災まちづくり勉強会(第2回)の開催について</p> <p>（1）開催日時 令和2年11月12日（木）午後7時～8時30分</p> <p>（2）場 所 千寿桜堤中学校 ミーティングルーム</p> <p>（3）参加者 地元町会等 16名</p> <p>（4）内 容</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 勉強会の運営方法について</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 令和2年度の活動内容について</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 事例視察会の報告について</p> <p style="padding-left: 20px;">エ 震災への備えについて</p> <p>（5）主なご意見</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 震災対策は道路の拡幅など時間がかかるので、短期・中期・長期にできることを整理してほしい。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 高くて古いブロック塀が多いため、改修に手厚い補助が有効。</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ 避難路に誘導表示がある標識のようなものがあるとよい。</p>
問題点 今後の方針	密集市街地整備事業に関する情報の発信及び共有の場として、今後もまちづくり協議会等を適宜開催し事業推進を図っていく。

建設委員会情報連絡

令和2年12月14日

件名	「梅まつり」の中止及び「梅園ライトアップ」の実施について
所管部課名	みどりと公園推進室みどり推進課
内容	<p>梅まつりの中止と梅園ライトアップの実施について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 梅まつりの中止</p> <p>(1) 中止の理由</p> <p>ア ガイドラインにより、飲食を伴うイベントについては自粛となっている。足立東高校茶道部による野点や、大谷田三丁目商店会の模擬店など、飲食等があつての楽しめるイベントと考えるため、飲食ブースなしでの開催は厳しい。</p> <p>イ 最大1万人規模の不特定多数の人が集まるため、各ブースや通路等での感染症防止対策のソーシャルディスタンスをとることが非常に困難である。</p> <p>2 梅園ライトアップの実施</p> <p>(1) 実施の理由</p> <p>ア 屋外の梅園ライトアップのみで、飲食は伴わない。</p> <p>イ 1日最大でも300人の来場者が想定されるが、ガイドラインの利用者向けの感染症防止対策をとることが可能である。</p> <p>(2) 実施内容の変更</p> <p>今年の梅まつりはライトアップのみとなるため、従前2日間を4日間とし拡大して開催する。</p> <p>※ 日程案 令和3年2月20日(土)～2月23日(火・祝日)</p> <p>3 区民等への周知方法</p> <p>(1) あだち広報</p> <p>(2) 区ホームページ掲載、ポスター、SNS等</p>
問題点 今後の方針	関係機関への説明及び手続きを速やかに行っていく。